

## 関市若者まちづくり団体・まちづくりプレーヤー登録制度 登録者および登録団体が利用可能な支援

「関市若者まちづくり団体・まちづくりプレーヤー登録制度」の登録者および登録団体は、活動に関して下記の支援を受けることができます。利用希望される際は、市民協働課にご連絡ください。

### (1) 事務用品の貸出

- ・事務用品を簡易バックにまとめた「事務用品貸出セット」を借りることができます。  
事前の申請は不要で、市民協働課窓口にて貸出します。

<事務用品貸出セット 一覧>

|    | 物品名          | 数量     |
|----|--------------|--------|
| 1  | プロッキー10色     | 1セット   |
| 2  | はさみ          | 1本     |
| 3  | のり           | 1本     |
| 4  | セロハンテープ      | 1本     |
| 5  | ホッチキス        | 1個     |
| 6  | 水性サインペン（細）   | 5本     |
| 7  | 油性サインペン（太・細） | 各1本    |
| 8  | ふせん          | 20～30枚 |
| 9  | コピー用紙（A4）    | 10枚程度  |
| 10 | コピー用紙（A3）    | 5枚程度   |

<貸出・返却 受付時間>

#### ・市民協働課 窓口

場所：関市若草通3丁目1番地（関市役所北庁舎3階）

時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

<注意事項>

- ・借用時に、「事務用品貸出セット 利用受付簿」に名前と使用目的を記入してください。
- ・返却時は、借用時と同じ場所にて返却してください。
- ・借用可能時間は、原則当日中です。日をまたぐ場合は相談してください。
- ・ふせん、コピー用紙に関しては、未使用分のみ返却してください。

## (2) チラシ、ポスター等の設置

下記の3ヶ所で作成したチラシ、ポスター等を設置します。

- ・ 関市役所市民協働課前カウンター
- ・ 関市役所1階総合案内所
- ・ 関市市民活動センター

<注意事項>

- ・ 上記の各場所への設置枚数は15枚とします。
- ・ その他の施設への配布を希望する場合は、「支援申出書」を提出してください。

## (3) 関市 HP での情報発信

本制度登録者および登録団体の“活動の見える化”と“周知”を行うため、関市ホームページにて登録情報および活動内容を発信します。

<注意事項>

- ・ 掲載にあたっては、「関市若者まちづくり団体・まちづくりプレーヤー登録申請書」および「関市若者まちづくり活動完了報告書」の内容をもとに掲載します。

## (4) 活動時の保険加入（制限あり）

イベントの準備や当日に怪我等があった場合に、市で加入している保険が適用されます。

### ■保険概要

種類：傷害危険担保契約

補償内容

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| <b>死亡・後遺障害</b><br>保険金額 | 1人あたり500万円  |
| <b>入院</b><br>保険金日額     | 1人あたり3,000円 |
| <b>通院</b><br>保険金日額     | 1人あたり2,000円 |

### ■保険の適用範囲

- ・ 活動中に事故や怪我等があった場合
- ・ 活動日の自宅から会場までの移動中に事故や怪我等があった場合

<注意事項>

- ・ 保険の対象になる活動は、市職員立ち会いの活動に限ります  
例) 職員との打合せ、施設を借りてのイベント準備、イベント当日

- ・保険の適用対象となる者は、登録者および協力者に限ります。  
イベント等当日のお客さんに対する保険は、自身で加入していただく必要がありますので  
ご注意ください。

**【各種予約、申込み、問合せ先】**

関市役所 協働推進部 市民協働課

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-6751 メール [shiminkyodo@city.seki.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.seki.lg.jp)



関市公式 LINE

【関市】わかものだより

